

貴方の会社で 「会社法」を 活かすポイント

セミナーレジメ要旨

会社法条文をもとに具体的な事例に即して説明します。

- 1 会社法成立の概要
- 2 会社法整備の目的
- 3 会社法の主な特徴
- 4 主な変更ポイント
- 5 組織再編のあり方と手法

添付資料

- 会社法抜粋 39P
- 定款記載要件一覧 2P
- 企業統治のパターン事例 1P

貴方の会社で「会社法」を活かすポイント

1 会社法成立の概要

2 会社法整備の目的

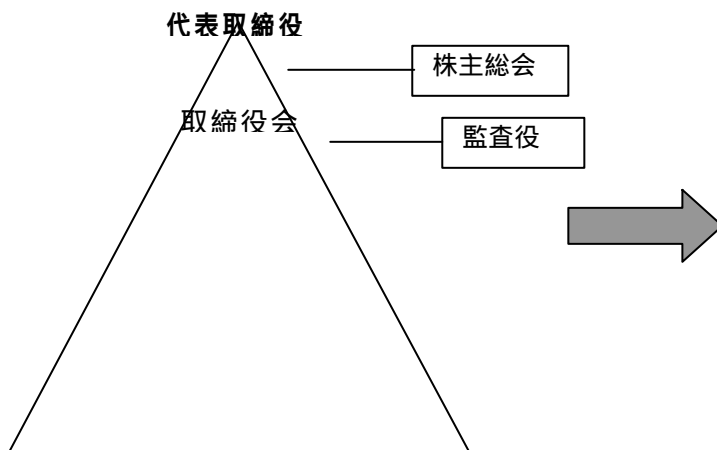
3 会社法の主な特徴（改正商法からの引継ぎを含む）

企業統治概念の強化 所有・監督と経営・業務執行の分離（外部監視の強化）

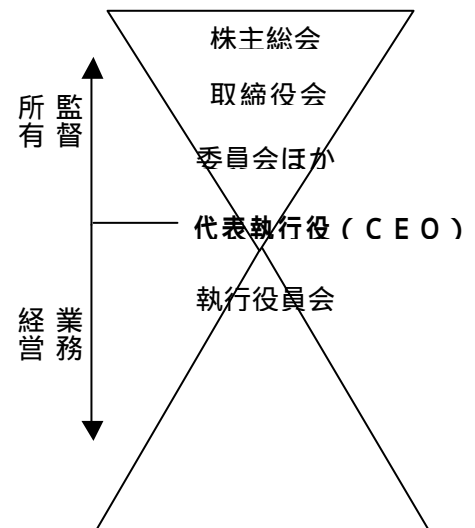
会社の不祥事を未然に防ぐため、業務と監督を分離し、コンプライアンスの体制を整備させる狙い。そのために監督的位置に社外取締役の配置を義務付けている。会社のステータス。

- ・ 取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会を置くことができる（第326条）
企業統治のための機関の重視
- ・ 公開会社等は取締役会を設置することを義務化（第327条） 他は任意となる
- ・ 取締役会設置会社の監査役を設置義務、但し委員会設置会社は会計監査人の設置義務
- ・ 大会社における監査役会等の設置義務 会計監査人の設置義務（第328条）
- ・ 役員の選任及び解任の株主総会の決議特別決議から普通決議へ（第341条）
- ・ 取締役の職務監視体制の整備の義務付け（第348条3項4号、第362条4項6号）
- ・ 委員会の委員の過半数は社外取締役（第400条） 社外取締役の重視
- ・ 委員会設置会社での執行役の選任義務 その他は任意（第402条） 監督と業務執行の分離
- ・ 委員会の権限等 指名、監査、報酬の委員会（第2条十二号） 業務にかかわらない部分に限定
- ・ 委員会設置会社以外では執行役員制度は任意となる（第404条）
- ・ 委員会設置会社では取締役は業務にかかわってはならない。あくまでも監督である（第415条）
- ・ 委員会設置会社の取締役は基本方向の決定や監督の職務に限る（第416条）
- ・ 委員会設置会社では業務執行は執行役の仕事（第418条）
- ・ 社外取締役等の責任範囲を制限できる。（第427条） 社外からの参加を容易にする

従来の企業統治イメージ



求められる企業統治のイメージ



定款自治の拡大 定款で定める範囲の拡大

会社の機関設計や決議方法、資本の調達方法などをより自由化する一方で、定款での明記を重視する。定款の重要度が増す。

- イ．機関設計
- ロ．決議方法
- ハ．種類株式の多様化
- ニ．その他

組織変更の柔軟化

会社の成長にあわせて会社類型間の変更ができるようにした。

- イ．合同会社の新設
- ロ．持分会社相互の変更
- ハ．株式会社から持分会社
- ニ．持分会社から株式会社

組織編成の柔軟化 企業の合併、分割の決定方法や手法が拡大し容易になる。

非公開会社でも合併、分割、株式交換、移転が容易にでき、事業再編の武器になりえる。(後で詳述) 金銭以外に親会社株式や他社の株式の交付が認められた。

資本概念の柔軟化 資本金から資本の概念へ

資本金 = 企業の規模という考えは古くなり、自己資本の大きさこそ企業の規模を表し、株式の価値を表すことを明確にした。

- イ．資本金と準備金、剰余金の移し変えが容易に
- ロ．自己株式の柔軟化
自己株式は株価の操作につながりかねないので規制があったが、それを柔軟にし、組織再編のために自己株式での株式交換や株式移転などを容易にする条件整備
- ハ．現物出資が拡大
- ニ．債務の資本化が可能に
- ホ．権利制限株式の発行

機関会議の柔軟化

機関会議の持ち方を柔軟化する一方、重要な会議については一堂に会する会議を義務化している。

- イ．株主総会の省略
- ロ．他の取締役への委任が可能に
- ハ．書面会議などが可能に

利益還元の柔軟化

配当方法や配当物、配当原資について制限を緩和しているが、過剰配当があった場合の責任を明確にしている。

イ．金銭以外による配当

ロ．配当原資の拡大、配当機会の拡大

小規模企業の負担

譲渡制限会社の役員登記や資本金制限について負担を軽減して設立しやすくした。

イ．役員任期、員数の柔軟化

ロ．最低資本制限の撤廃

ハ．決算書類の公告の義務 改正商法（商法283条4項）でも同じ

株主訴訟の制限

その他

法務省令規程の拡大 法令改正でなく省令で各種基準の見直しの方向 変化に機敏になる必要

4 主な変更ポイント 商法上の会社体系から会社法への移行による変更

有限会社と株式会社が統合

最低資本金制度の撤廃

合同会社の創設

債務の資本化

現物出資の緩和

配当など株主への利益還元制度の見直し

三角合併制度導入など組織再編の規制緩和

株主代表訴訟の歯止め

「類似商号の禁止」規定が廃止

取締役の責任の見直し

取締役会「持ち回り」決議も可能

譲渡制限の会社の特例規定

株主 = 経営者の多い日本の中小会社は、株式の分散を防ぐ目的で株式の譲渡制限がなされている。そのような会社においては

役員の数規定の廃止

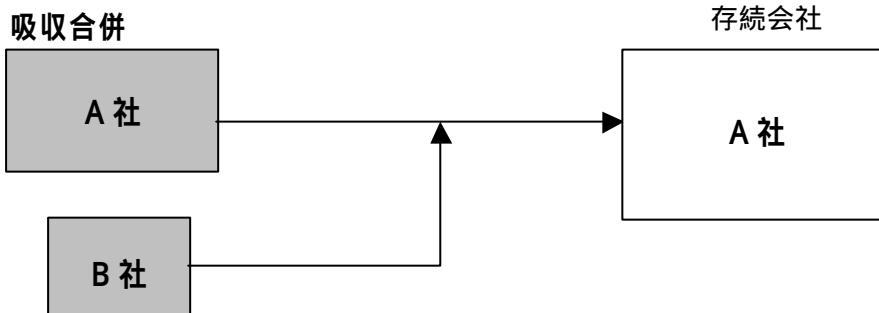
取締役会の設置が任意に

役員任期が柔軟に

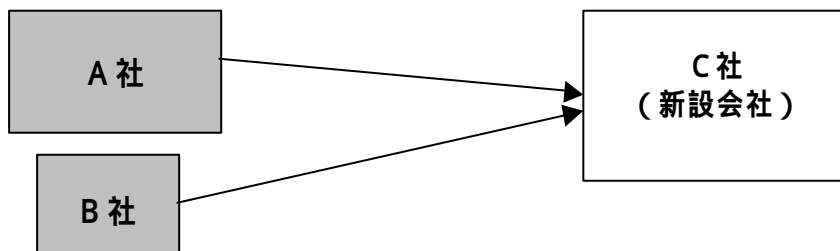
5 組織再編のあり方と手法

・組織再編のあり方

合併制度

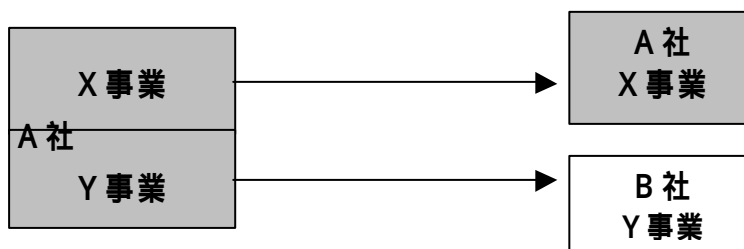


新設合併

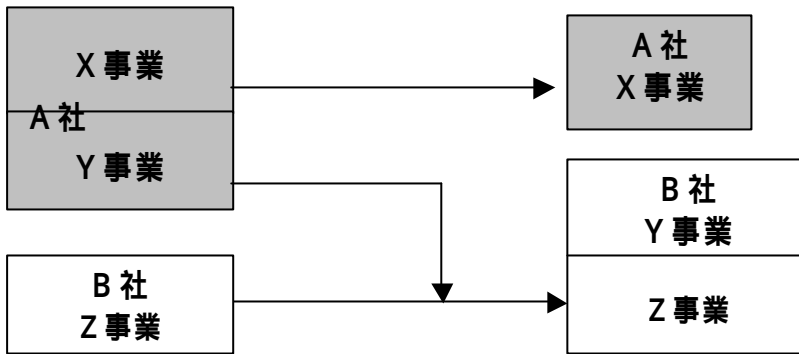


会社分割制度

新設分割



吸収分割

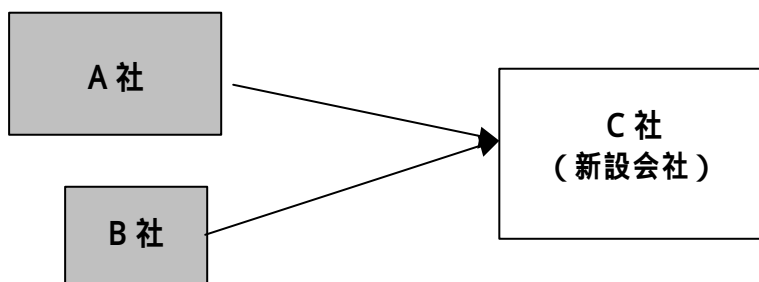


・組織再編の手法

株式交換制度



株式移転制度



・究極の経営支配 = 持株会社